

# 宮古市 包括的相談支援における共通ルール



属性を問わず相談を受け止め、複数の分野にまたがるケースは、**多分野の相談支援機関等と連携して**支援を進める。

多分野の相談支援機関等と連携・協働しても解決することが難しいケースや、連携先が不明なケースは多機関協働事業者へつなぐ。



多機関協働事業者へつなぐ際は、世帯の同意(重層の利用及び関係機関への個人情報提供)を得たうえで、相談シートを作成のうえ依頼する。

世帯の同意が得られた場合は、「**重層的支援会議**」を開催し、支援プランにもとづき、役割分担やプランについての協議を行う。



世帯の同意が得られない場合は、「**支援会議**(社会福祉法第106条)」を開催し、情報の共有や支援方針についての協議を行う。

多機関協働事業者は「困難ケース対応依頼先」ではない。制度の狭間の「穴埋め」ではなく、後方支援による「役割分担及び調整」。支援の主体はあくまでも**包括的相談支援機関や関係機関**。



既存の制度につながるなど、支援の見通しがついた段階で、多機関協働事業としての支援は終了となる。

※包括的相談支援機関・・・ ①地域包括支援センター ②レインボーネット  
③こども家庭センター ④くらしネット